様式第２号(第５条関係)

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 粕屋町障がい者配食サービス事業利用(決定・却下)通知書  粕介障第号  年　　月　　日  　　　　　　　　様  粕屋町長　　箱　田　　彰　　印  　　　　　年　　月　　日付けで申請のあった配食サービスの利用について、下記のとおり(決定・却下)しましたので通知します。  記  1　決定 | | | | | | |
|  | 対象者氏名 | （男・女） | | | |  |
| 登録番号 |  | | 生年月日 | 年　　　月　　　日(　　　歳) |
| 住所 | (電話　　　　　　　　　　　) | | | |
| 決 定 内 容 | 配達回数 | 日　／　週 | | |
| 配達曜日 | （　昼食　・　夕食　） | | |
| 配達業者 |  | | |
| 決定期間 | 年　　　月　　　日　から　　　　年　　　月　　　　日まで | | | |
| 2　却下  (却下理由) | | | | | | |

教示

1　審査請求について

　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、町長に対して審査請求をすることができます。

　ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

2　取消訴訟について

　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内に、粕屋町を被告として提起しなければなりません。この場合、当該訴訟において粕屋町を代表する者は、粕屋町長です。

　ただし、この処分があったことを知った日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日)の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日(1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決の日)の翌日から起算して1年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。